

# つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月11日（月）午前9時から午前9時40分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6番	中 山 雅 史
会長職務代理	2番	菊 地 典 夫
委 員	1番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	中 山 茂
委 員	4番	中 山 一 徳
委 員	5番	海老原 茂
委 員	7番	仲 井 一 人
委 員	8番	文 藏 雄 嗣
委 員	9番	岡 野 幸 雄
委 員	10番	榎 田 実

農業委員会事務局職員（3人）

事 務 局 長	千 葉 裕 康
事務局長補佐	大久保慎太郎
主 事	大松 勇汰

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第2号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について
議案第6号	買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による 所有権移転の許可について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定に ついて（利用権設定）

- 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
- 議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

#### 報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

## 7・会議の概要

### 1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和 5 年 9 月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の 2 番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくようお願いいたします。

### 1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、9 月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、稲刈りの最中で、大変忙しい時期と思います。

まだまだ残暑が続いておりますので、体調管理をしっかりして、一日も早く刈り入れが終わることを祈っております。

最後に、本日の総会は、議案 9 件と報告事項 3 件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくようお願いいたします。

### 1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員 10 名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長は会長が務

めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

#### 1. 議 長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

#### 1. 議 長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、9番岡野委員、10番榎田委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

#### 1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、令和5年2月16日付、みらい農委指令第4号をもって蓄電所設置の許可を受けましたが、事業者を個人から法人に変更すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

申請地は、      字      番      、地目は登記、現況とも畑、面積は       ㎡でございます。

説明は以上です。

#### 1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。4番中山一徳委員よりお願いします。

## 1. 中山一徳委員

9月4日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

当日は、中山会長、菊地職務代理者、仲井委員、私、事務局からは千葉事務局長、大久保事務局長補佐の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXのXXXXXXになります。

先程、事務局から説明がありましたが、令和5年2月16日付 未来農委指令第4号をもって蓄電所を設置するための許可を受けましたが、事業者を個人から法人に変更するため、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、受付番号1番につきましては、承認しても差し支えないと思われま

す。  
各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

## 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

## 1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 1. 議長（中山会長）

続いて議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は3件となっております。3ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、資材置場を設置するための売買となっております。

申請地は、■■■字■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■m<sup>2</sup>でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、資材置場を設置するための賃貸借となっております。

申請地は、■■■字■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■m<sup>2</sup>でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は、蓄電所設置のための売買となっております。

申請地は、■■■字■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■m<sup>2</sup>でございます。事業計画につきましては、別紙「参考資料1」をご覧ください。

説明は以上です。

## 1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。4番中山一徳委員よりお願いします。

### 1. 中山一徳委員

9月4日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で報告したメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は4ページになります。

申請地は、■■■の■■■になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地の隣接地でゴルフ場を経営しており、施設管理用の資材置場が不足していることから、申請地1筆、■■■m<sup>2</sup>を利用し、刈芝、松葉類等の堆肥置場、伐採樹木置場として使用する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は4ページになります。

申請地は、[ ]の[ ]になります。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

受付番号1番で説明しましたが、申請者は、申請地の隣接地でゴルフ場を経営しており、施設管理用の資材置場が不足していることから、申請地1筆、[ ]m<sup>2</sup>を利用し、川砂、赤土置場、苗木類の育成地として使用する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は5ページになります。

申請地は、[ ]の[ ]になります。現地は草が生えており、耕作はされておりませんでした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

別紙「参考資料1」にもありますが、申請者は、申請地1筆、[ ]m<sup>2</sup>を利用し、750kwの蓄電池システム15台、連系機器1式、監視システム1式を設置する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、東京電力との調整も終了しており、蓄電所を設置するための許可基準を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

## 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

す。

(挙手なし)

#### 1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

#### 1. 中山茂委員

蓄電に対して、近隣に迷惑がかかるような音はでないですか

#### 1. 議 長 (中山会長)

事務局の説明を求めます。

#### 1. 大久保事務局長補佐

音に関して、事業者からの情報はありますが、平和台住宅の自治会長に蓄電池事業計画の説明をしており、近隣住民自治会から事業を進めることの同意書が添付されております。

#### 1. 議 長 (中山会長)

中山茂委員、よろしいですか。

そのほかございますか。

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

#### 1. 議 長 (中山会長)

続いて議案第3号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「農地法第4条の規定による許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は1件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のためとなっております。

申請地は、**■■■■**字**■■■■**番**■■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■■■■**m<sup>2</sup>でございます。

説明は以上です。

## 1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果報告いただきたいと思っております。7番仲井委員よりお願いします。

## 1. 仲井委員

9月4日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山一徳委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は7ページになります。

申請地は、**■■■■**の**■■■■**になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、**■■■■**m<sup>2</sup>を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。



(挙手なし)

#### 1. 議長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 1. 議長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

#### 1. 議長 (中山会長)

続いて、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

#### 1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は2件となっております。8ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、田、現況、宅地、面積は■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

#### 1. 議長 (中山会長)

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番仲井委員よりお願いします。

#### 1. 仲井委員

9月4日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山一徳委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は9ページになります。

申請地は、■■■■の■■■■になります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成13年10月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号2番、地図は10ページになります。

申請地は、■■■■の■■■■になります。

今回提出されました受付番号2番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、昭和50年1月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番、2番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

#### 1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

#### 1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第4号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

#### 1. 議長（中山会長）

続いて、議案第5号「農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について」

を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第5号「農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の買受適格証明願は1件となっております。11ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、合計2筆、■■■■㎡でございます。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

ここで、本申請について補足説明させていただきます。

買受適格証明の有効期間は、1年間となっております。

受付番号1番につきましては、既に入札期間は終わっておりますが、再度、入札の公告があったときに使用したいとのことから申請されたものです。

説明は以上です。

## 1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。2番菊地職務代理人よりお願いします。

### 1. 菊地職務代理人

9月4日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山一徳委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は12ページになります。

申請地は、■■■■の■■■■になります。現地は、作付けはされておりましたが、管理がされていない状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約448アールを耕作しており、水稻・野菜を作付けする農地所有適格法人です。

申請地は、競売参加予定地、登記、現況とも田、2筆、■■■■㎡にブルーベリーを作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番については、農機具等も所有しており、別紙「農地法

第3条調査書」にもありますが、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、買受適格証明を発行しても差し支えないと思われま

す。

各委員のご審議をお願いいたします。

#### 1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、買受適格証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

#### 1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第5号は、買受適格証明を発行することに決定いたしました。

#### 1. 議長（中山会長）

続いて、議案第6号「買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

#### 1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第6号「買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

13ページをご覧ください。議案第5号で買受適格証明の発行を受けた者が、最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請を提出した場合において、当農業委員会会長が当該買受適格証明の交付時と事情が異なっていないと認められるとき許可をする。

説明は以上です。

## 1. 議 長（中山会長）

それでは、早速審議いたします。

議案第6号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

## 1. 議 長（中山会長）

意見、質問がないようですので採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

## 1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第6号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保事務局長補佐）

それでは議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。14ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が15筆で、39,492㎡、畑が3筆で、5,314㎡、合計18筆、44,806㎡です。貸し手が5人で、借り手が6人となります。

次に更新案件ですが、田が5筆で、9,141㎡、畑が2筆で、7,202㎡、合計7筆、16,343㎡です。貸し手が4人で、借り手が4人となります。

合計では、田が20筆で、48,633㎡、畑が5筆で、12,516㎡、合計25筆、61,149㎡です。貸し手が9人で、借り手が10人となります。

権利の設定開始は、令和5年10月1日、令和5年10月10日からとなります。

詳細につきましては、15、16ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

説明は以上です。

## 1 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第7号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

## 1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

## 1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第7号は全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

## 1. 議 長（中山会長）

続いて議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。17ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が2筆で、1,795㎡、畑が4筆で、7,719㎡、合計6筆、9,514㎡です。貸し手が3人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和5年10月1日からとなります。

詳細につきましては、18ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。

説明は以上です。

## 1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第8号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

## 1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

## 1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第8号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

## 1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても19ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が2筆で、1, 795㎡、畑が4筆で、7, 719㎡、合計6筆、9, 514㎡です。貸し手が3人、借り手が2人となります。

権利の設定開始は、令和5年10月1日からとなります。

詳細につきましては、20ページの農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

## 1 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。20ページの受付番号1番、2番は、10番榎田委員、受付番号3番から6番は、2番菊地職務代理者が議事参与の制限となっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。

まず、議案第9号の受付番号1番、2番について審議いたします。10番榎田委員の

退席をお願いします。

(榎田委員退席)

**1. 議 長 (中山会長)**

それでは審議します。議案第9号の受付番号1番、2番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

**1. 議 長 (中山会長)**

質問がないようですので採決いたします。議案第9号の受付番号1番、2番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

**1. 議 長 (中山会長)**

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第9号の受付番号1番、2番については原案のとおり承認することに決定いたしました。榎田委員の復席をお願いします。

(榎田委員復席)

**1. 議 長 (中山会長)**

続いて、議案第9号の受付番号3番から6番について審議いたします。2番菊地職務代理者の退席をお願いします。

(菊地職務代理者退席)

**1. 議 長 (中山会長)**

それでは審議します。議案第9号の受付番号3番から6番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

**1. 議 長 (中山会長)**

質問がないようですので採決いたします。議案第9号の受付番号3番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)



## 1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第9号の受付番号3番から6番については原案のとおり承認することに決定いたしました。菊地職務代理者の復席をお願いします。

（菊地職務代理者復席）

## 1 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第9号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

## 1 議 長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項3件について一括して事務局より報告願います。

## 1 事務局（千葉事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は21、22ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が4件、谷井田地区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が3件、駐車場整備のための売買が1件、建売住宅建築のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は23、24ページをご覧ください。

今回の合意解約は6件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが2件、中間管理事業に変更するためのものが4件となっております。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は25ページをご覧ください。

今回の移動届は2件となります。

申請理由は、つくばみらいスマートインターチェンジ事業に伴う排水路改修工事のためのものが1件、農業参入環境整備事業のためのものが1件となっております。

報告は以上です。

## 1 議 長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、9月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和5年9月11日

つくばみらい市農業委員会

議 長

Ⓔ

議事録署名委員

Ⓔ

議事録署名委員

Ⓔ